



宮 崎 県 公 報

平成26年1月20日(月曜日) 第 2557 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○救急病院の認定(2件).....(医療業務課) 1	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定.....(国保・援護課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更(“ ”) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出(“ ”) 2	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(“ ”) 2	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定.....(“ ”) 2	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定.....(“ ”) 3	

○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の名称の変更.....(国保・援護課) 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の名称の変更.....(“ ”) 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関(介護療養型医療施設)の名称の変更.....(“ ”) 3	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の所在地の変更.....(“ ”) 4	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止.....(“ ”) 4	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....(砂防課) 4	
公 告	
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請...(生活・協働・数多課) 4	

告 示

宮崎県告示第13号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成26年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人隆徳会鶴田病院	西都市御舟町1-78番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成26年2月1日から平成29年1月31日まで

宮崎県告示第14号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成26年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
都農町国民健康保険病院	児湯郡都農町大字川北5202

2 救急病院等の認定の有効期間

平成26年2月1日から平成29年1月31日まで

宮崎県告示第15号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
そうごう薬局細野店	小林市細野1617番1	平成25年12月1日

宮崎県告示第16号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
甲斐外科医院	日向市大字財光寺160番地

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
甲斐外科医院	かい外科整形外科スポーツ・リハビリテーションクリニック	平成25年10月15日

宮崎県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成26年 1 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	休止年月日
福田クリニック	都城市蓑原町3224番地2	平成25年 9 月30日
医療法人社団田中会庄内田中医院	都城市庄内町 12531番地	平成25年12月 1 日

宮崎県告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成26年 1 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社三股さつき薬局	北諸県郡三股町大字樺山1888番地 1	平成25年11月 1 日

宮崎県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 1 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人まりあ	都城市志比田町9573番地 1	デイサービスセンターまりあ	都城市志比田町9541番地	平成25年12月 1 日

株式会社Fonte	延岡市北川町川内名7055番地 1	デイMAHALO	延岡市北川町川内名7055番地 1	平成25年12月 1 日
有限会社メディカルケア	日向市北町 1 丁目 2 番地	有限会社メディカルケア みずほ薬局	延岡市川島町1645-1	平成25年12月 1 日
有限会社エコフィールド	児湯郡川南町大字川南 13675番地 83 恵比寿ガーデン 1 02号室	ケアステーション湯癒亭	児湯郡川南町大字川南 13675番地 83 恵比寿ガーデン 1 02号室	平成25年12月 1 日
有限会社ハートフルセンター	児湯郡高鍋町大字高鍋 598番地 3	デイサービスはーとふる	児湯郡高鍋町大字高鍋 598番地 3	平成25年12月 1 日
合同会社エミ	串間市大字崎田4080番地	訪問介護めぐみ	串間市大字崎田4080番地	平成25年12月 1 日
株式会社えいわ	えびの市大字浦 365番地83	訪問介護ステーションえいわ	えびの市大字浦 365番地83	平成25年12月 1 日
合同会社とわ	児湯郡川南町大字平田字南原6194-15	デイサービスみち	児湯郡川南町大字平田字南原6194-15	平成25年11月15日
有限会社サン薬局	児湯郡高鍋町大字北高鍋 149-4	ひむか薬局高鍋上江店	児湯郡高鍋町大字上江字西畑田8280-3	平成25年11月 1 日
社会福祉法人豊の里	都城市栄町 22号 5 番地 1	グループホーム 2 ユニットさつき	北諸県郡三股町大字樺山4845番地 8	平成25年11月 1 日
特定非営利活動法人かがわ・ざわがわ会	東臼杵郡門川町東栄町二丁目 2 番地 1	訪問看護ステーションこぼる	東臼杵郡門川町東栄町二丁目 2 番地 1	平成25年10月20日
合資会社ニユーライフ	都城市五十町1498-11	デイサービスセンターみやこんじょい	都城市上水流町 998-2	平成25年10月 7 日

株式会社か ぐら宿	児湯郡木城 町大字中之 又 118番地	訪問介護ス テーション いきいき	児湯郡木城 町大字中之 又 351-14	平成25年 9月1日
有限会社ひ かり苑	宮崎市清武 町あさひ一 丁目1番地 2	訪問介護セ ンター新富	児湯郡新富 町大字新田 字羽広1928 番1	平成25年 7月5日

宮崎県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社文 文	小林市細野 2256番地1	ケアプラン ハッチ	小林市細野 2256番地1 草野店舗 2階2号室	平成25年 12月12日
合同会社み らい	都城市上川 東四丁目7 号3番地	居宅介護支 援事業所わ たぼうし	都城市上川 東四丁目7 号3番地	平成25年 11月1日
特定非営利 活動法人い ちいがしの 里	都城市山之 口町花木字 飯起2152番 地3	居宅介護支 援事業所 つなぐ	都城市山之 口町花木字 飯起2152番 地3	平成25年 2月1日

宮崎県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所 在 地	名 称	所 在 地
医療法人 社団明和 会	日向市大字財光寺 160番地	甲斐外科 デイケア しおさい	日向市大字財光寺 222番地

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
甲斐外科デイケアしおさい	かい外科整形外科デイケアしおさい	平成25年 11月1日

宮崎県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所 在 地	名 称	所 在 地
医療法人 社団明和 会	日向市大字財光寺 160番地	甲斐外科 居宅介護 支援事業 所	日向市大字財光寺 160番地

2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
甲斐外科居宅介護支援事業所	かい外科整形外科居宅介護支援事業所	平成25年 11月1日

宮崎県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（介護療養型医療施設）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（介護療養型医療施設）

名 称	所 在 地
甲斐外科デイケア しおさい	日向市大字財光寺 222番地

2 届出事項

介護療養型医療施設の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
甲斐外科デイケアし おさい	かい外科整形外科デ イケアしおさい	平成25年11月 1 日

宮崎県告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年 1 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 サン・ル ーム	延岡市平田町2347 番地	株式会社 サン・ル ーム 高 千穂	西臼杵郡高千穂町 大字三田井5152- 1

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
西臼杵郡高千穂町大字三 田井5152-1	西臼杵郡高千穂町大字三 田井6186- 5	平成25年 11月 8 日

宮崎県告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年 1 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ア ンジェの庭	宮崎市大字 細江3898番 地 1	訪問介護ス テーション いきいき	児湯郡木城 町大字中之 又 351-14	平成25年 9月 1 日

宮崎県告示第26号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成26年 1 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 石原地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 6 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 6 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東臼杵郡美郷町北郷区黒木字石原 537
2	〃 〃 〃 〃 〃 541-1
3	〃 〃 〃 〃 〃 542-1
4	〃 〃 〃 〃 〃 542-1
5	〃 〃 〃 〃 〃 542-1
6	〃 〃 〃 〃 〃 495- 3 地先道路 敷

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成26年 1 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 26年 1 月 6 日	特定非営利 活動法人う ぇりんぐケ アセンター 宮崎	政野 信市	宮崎県北 諸県郡三 股町大字 樺山1321 番地 2	この法人は、 高齢者や身体障 害者の方たちが 安心して過ごせ る地域社会を実 現するために、 大きな施設では 味わえない家庭 的な雰囲気、 利用する側の立 場に立った環境 を提供して、地

				域福祉サービス活動を行い、宮崎県内の福祉及び健康の増進に寄与することを目的とする。	
--	--	--	--	---	--

--	--